



こども誰でも通園制度 ～利用のながれ～

昭島市では、こども誰でも通園制度を利用する場合、国が運用する「こども誰でも通園制度総合支援システム」(以下、「総合支援システム」という。)を利用者⇄市役所⇄施設の3者で活用し実施します。

利用者

①「総合支援システム」で利用登録(給付認定)の手続き

申込みはこちら

手続きの締め切り:利用希望月の前々月末(例.4月利用希望は、2月末日まで)
※裏面に手続きに係る詳細がありますので、ご確認ください。

必要書類(該当者のみ).....
・減免事由を証明する書類の写真データ等
・アレルギーや疾患を証明する写真データ等




市役所

給付認定の受付・書類審査・給付認定の発行

- ◆利用希望月前月10日ごろに、「総合支援システム」に登録したメールアドレス宛にログインID/アカウントを送付します。
- ◆認定証は、「総合支援システム」内で確認してください。郵送はしません。



利用者

②24時間以内にパスワード設定、子どもの情報を入力します

メールが届いてから24時間以内にパスワード設定をしてください。
※スマートフォンのホーム画面にWebサイトをショートカットアイコンで登録すると、アプリのようにワンタップでアクセスできるようになります。

登録内容.....
基本情報、食事・アレルギー情報・病気・予防接種の情報・発育情報

③利用希望施設に、面談予約をします

事前面談を受けないと、利用予約はできません

ログインはこちら




施設

利用希望施設と面談日程の調整、事前面談の実施

市役所

毎月25日ごろに翌月の利用可能時間のチケットを発行

- ◆「総合支援システム」にログインすると、マイページから利用可能時間が確認できます。

利用者

④利用希望日の登録(一度に予約できるのは2日までです。以後は利用後にその都度予約可能)

- ◆面談を終了し施設が利用登録をすると、「面談・利用歴のある施設」の空き状況を確認することができます。
- ◆1回の利用時間は、1時間以上の利用となります。
- ◆利用方法には、柔軟利用と定期利用があります。柔軟利用の場合は、システムから空き枠に直接予約をします。施設が、利用の確定をしたら、予約確定になります。

※「総合支援システム」の通知マークから確認できます。また、直近のご予約からも確認できます。

施設

利用開始(注意:前日の17時以降のキャンセルは利用枠の消費となります。)

※ログインIDを忘れた場合は、心当たりのある複数アドレスでログイン画面を試す、利用登録をした際の「登録完了メール」・「確認メール」を確認してください。
※パスワードを忘れた場合は、ログイン画面で「パスワードをお忘れのかたはこちら」をクリックし、パスワードリセットをしてください。

～利用登録の手続き（オンライン利用申請） について～

こども誰でも通園制度 ご自身のスマートフォンを利用して

申請者
主に、予約や子どもの送迎をする人



代理利用者
申請者に代わって、予約や子どもの送迎をする人



<注意事項>

- ◆申請できる人は、利用するお子さんと同一世帯の保護者のみです。
- ◆世帯で申請できるのは、申請者1人となります。(共有する場合は、代理申請に登録してください。)
- ◆複数人のお子さん(きょうだい)がいる場合も、1度に申請できます。(注意:保護者を分けて申請はできません。)

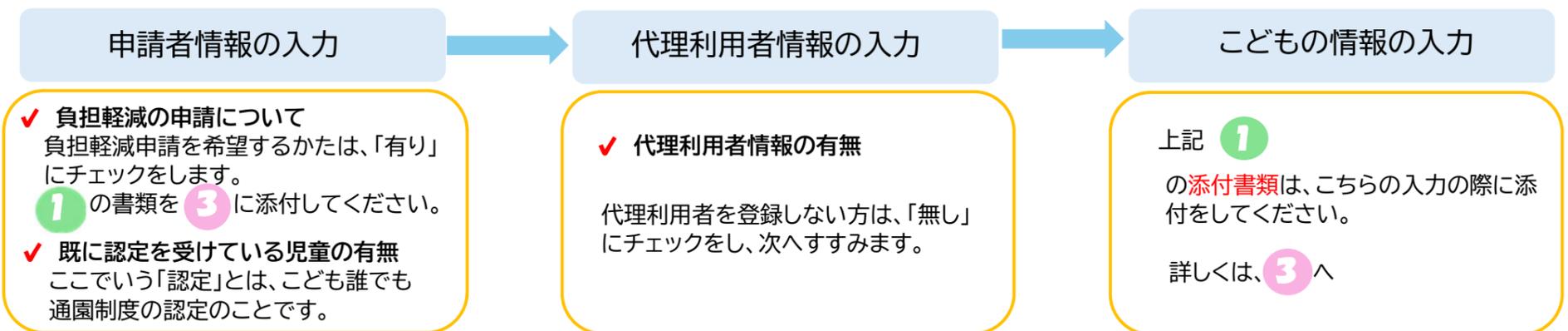
1 利用申請の前に準備する書類 注意:添付書類が必要な方は、以下のいずれかに該当する方のみです。

こども誰でも通園制度では、利用料の負担軽減世帯やお子さんの状況によって提出していただく書類があります。提出がない場合でも、利用登録することはできますが、改めて提出をお願いする場合がありますのでご注意ください。

世帯の状況（利用料の負担軽減対象）		お子さんの状況		
市町村民税所得割額合算額が77,101円未満世帯	市町村が支援を必要と認めた世帯 (子ども家庭センター等でサポートされている世帯)	障害がある場合	疾病がある場合	食物アレルギーがある場合
◆令和7年1月1日時点 ◆令和8年1月1日時点 時点の住所が昭島市ではない方 保護者全員分の課税（非課税）証明書	書類の準備は不要 ただし、申請時にサポート機関を入力してください。	身体障害者手帳 療育手帳（愛の手帳）等	診断書・指示書等	医師の診断及び指示書 生活管理指導表 ※あれば添付してください。ただし、食事提供等がある場合は、面談時に必要になります。準備してください。

※令和8年1月1日時点の住所が昭島市でない方は、令和7年度及び令和8年度の市・都民税課税(非課税)証明書が必要です。
令和7年1月1日時点の住所が昭島市でない方は、令和7年度の市・都民税課税(非課税)証明書が必要です。

2 入力の流れ



3 書類の添付場所 オンライン申請中のガイドに沿ってすすめていただくことで、添付場所の案内がある仕様になっています。

◆ 課税(非課税)証明

負担軽減の申請を「有り」にチェックをすると、課税証明を添付する場所がでてきます。

◆ 身体障害者手帳や、診断書等

お子さんの状況で、該当項目を「有り」とチェックすると、書類を添付する場所がでてきます。

◆ 市町村が支援が必要と認めた世帯の方は、サポート機関名の入力をしてください。

こどもの情報の入力 のところで入力を進めていき、最後の項目に、「その他配慮すべき項目がある場合は入力してください」があります。そちらにサポート機関名を入力してください。

その他
その他配慮すべき項目がある場合は入力してください。

市町村が支援を必要と認めた世帯
昭島市こども家庭センター

↑このように、入力してください